

(特許権等の放棄)

- 第九七条 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、その特許権を放棄することができる。
- 2 専用実施権者は、質権者又は第七十七条第四項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限る、その専用実施権を放棄することができる。
- 3 通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限る、その通常実施権を放棄することができる。

(登録の効果)

- 第九八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。
- 一 特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限

特許法第九七条

実用新案法

意匠法

商標法

〈第二十六条で準用する特許法第九十七条第一項〉

〈第三十六条で準用する特許法第九十七条第一項〉

〈第三十五条で準用する特許法第九十七条第一項〉

〈第十八条第三項で準用する特許法第九十七条第二項〉

〈第二十七条第四項で準用する特許法第九十七条第二項〉

〈第三十条第四項で準用する特許法第九十七条第二項〉

〈第十九条第三項で準用する特許法第九十七条第三項〉

〈第二十八条第三項で準用する特許法第九十七条第三項〉

〈第三十一条第四項で準用する特許法第九十七条第三項〉

〈第二十六条で準用する特許法第九十八条第一項第一号〉

〈第三十六条で準用する特許法第九十八条第一項第一号〉

〈第三十五条で準用する特許法第九十八条第一項第一号（同条第一項第一号中「移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）と